# 前年度実績に基づく報酬の算定に関する届出書に関する QA

令和5年3月9日

奈良市障がい福祉課

## 《共通項目》

- Q1:介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書及び介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表は必要か。
- (答) 必須書類です。提出がない場合受付することができません。

者:介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表

児:障害児(通所・入所) 給費等算定に係る体制等に関する届出書 障害児(通所・入所) 給費等算定に係る体制等状況一覧表

- Q2:介護給付費等算定に係る体制等状況一覧表(障害児(通所・入所)給費等算定に係る体制等状況一覧表(障害児(通所・入所)給費等算定に係る体制等状況一覧表)は該当項目のみの記入でもよいか。
- (答) 算定している加算項目について**全てにチェック**をしてください。
- Q3: 令和5年4月14日までに障がい福祉課へ必着か。
- (答) 当日消印でも有効です。なお、期日を過ぎて提出された場合は**令和 5 年 6 月 1 日算定** になります。
- Q4:窓口での提出でもよいか。
- (答) 原則、郵便での提出をお願いしておりますが、事前予約での窓口提出もしくは窓口設置の 事業者用のポストへの投函でも結構です。なお、メールでの提出は認めておらず、メールに よる送付については提出として扱いません。

- Q5:提出が間に合わない場合はどうすればよいか。
- (答)報酬の算定を不可とする場合がありますので、必ず事前に相談してください。
- Q6:休止中のサービスについても提出は必要か。
- (答) 休止中のサービスについては、提出不要です。
- Q7:福祉専門職員配置等加算等の前年度実績を算定根拠としない加算についても令和5年4月14日までの提出で遡りでの算定が可能か。
- (答) 不可です。当該加算に限らず詳細については、対象報酬項目一覧をご確認ください。

### 《就労系サービス共通》

- Q8:指定から1年未満の事業所であるが、基本報酬の届出書の提出は必要か。
- (答) 令和 5 年 4 月 1 日時点において、指定日から 6 か月未満の事業所は**提出不要**です。 令和 5 年 4 月 1 日時点において、指定日から 6 か月以上 1 年未満の事業所の場合 **区分を変更する場合のみ**提出してください。
- Q9:前年度と一切変更事項がないが、それでも基本報酬の提出が必要なのか。
- (答) 必要です。

## 《就労移行支援》

- Q10:2年目の事業所は「経過措置対象」しか算定することはできないのか。
- (答) 2年目の事業所については、1年目の就労定着者の割合に応じた区分で算定することも可能です。

- Q11: 令和4年10月1日に就職した者は実績に含めてよいか。
- (答) 令和 4 年 10 月 1 日に就職した者については、令和 5 年 3 月 31 日で 6 月に達することから、令和 4 年度の実績に含まれます。

#### 《就労継続支援 A 型》

Q12:評価内容を公表しないといけないのか。

(答) 公表が必要です。なお、評価内容が未公表の場合、自己評価未公表減算(所定単位数の85%)が適用されます。

## 《就労継続支援B型》

- Q13:前年度の平均工賃月額はどのように計算するのか。
- (答) 前年度に支払った工賃総額を工賃支払い対象者の数で除して下さい。また、この場合の 工賃支払対象者数とは年間における延べ数ではなく、各月の利用者数(契約者の数) ではなく、当月に一度でも利用した者の数の合計であることに留意してください。

例:定員20名、工賃総額が2,910,000円の場合

4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
:	10	13	11	15	17	18	18	19	20	18	18	17
_	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

上記のような場合、

10+13+11+15+17+18+18+19+20+18+18+17=**194 人**が対象者数です。 2,910,000÷194=**15,000 円**が平均工賃月額になります。

- Q14:月途中に入院した対象者に関して、支払い対象者の合計数や工賃の総額から除外する ことは可能か。
- (答)可能です。月途中からの利用者や月途中に入退院した者、月途中に全治 1 か月以上の 怪我や流行性疾患により長期の利用ができなかった者については除外できます。

なお、除外することにより平均工賃月額が低くなる場合は、事業者の判断で除外しないことも可能です。

- 015:人員配置区分の届出書の提出は必要か。
- (答) 区分を変更しない場合は提出不要です。

#### 《共同生活援助》

- Q16: 夜間支援等体制加算の対象者数は利用定員を記入すればいいのか。
- (答) 1 人の夜間支援従事者が支援を行う夜間支援対象利用者の数に応じ加算額を算定します。この場合の夜間支援対象利用者の数は、当該夜間支援従事者が夜間支援を行う共同生活住居に入居している総数とし、当該利用者の総数は、現に入居している利用者の数ではなく、前年度の平均を用いて算定します。
  - 例:5人定員の共同生活援助 現入居者3名 前年度の延べ利用数1,570人 前年度の開所日数365日の場合
    - 1,570(人)÷365(日)=4.4人(小数第一位四捨五入)
      - →4人が夜間支援等体制加算の対象者数となります。

#### 《児童発達支援》

- Q17:多機能型事業所の場合、放課後等デイサービスの利用者数も児童発達支援の利用者 数に含めるのか。
- (答え) 児童発達支援の利用者数のみで計算してください。
- 〇18:令和4年度途中に事業を開始した場合、未就学児の割合はどのように算出するのか。
- (答え) 指定日から3ヶ月未満の事業所→指定日から1ヶ月間の実績 指定日から3ヶ月以上1年未満の事業所→指定日から3ヶ月の実績 を用いて算出してください。